

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の新設の届出があつた。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

スパーク鷹の巣店

2 所在地

廿日市市永原字畦巻一二三九番外

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社スパーク 代表取締役 長崎 清忠

住所 広島市中区光南一丁目二番二三号

2 小売業を行う者

(一) 名称 株式会社スパーク 代表取締役 長崎 清忠

住所 広島市中区光南一丁目二番二三号

(二) その他未定

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年二月二十二日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千八百七十平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の収容台数

六十九台

2 駐輪場の収容台数

十五台

3 荷さばき施設の面積

百平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の容量

二十一・三立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社スパーク

開店時刻 午前七時、閉店時刻 午後十二時

(二) その他

開店時刻 午前九時、閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午前〇時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数

二か所

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

平成十九年六月二十一日

八 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）

廿日市市産業観光部商工観光課（廿日市市下平良一丁目一一番一号）

2 縦覧期間

平成十九年七月二日から平成十九年十一月二日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

九 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年十一月二日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室